

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に藤波貢農業委員、萩原直子農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に比留間農業委員会事務局長、書記に市川農業委員会事務局次長、大室主査、松居主任、中山主任を任命した。

4 議 事

議案第13号 農地法第3条の許可申請について

議案第15号 農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第13号及び議案第15号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。本議案は営農型太陽光発電施設の申請であり、議案第13号と第15号は同一箇所であることから、併せて審議していただくことになる。営農型太陽光発電施設とは、農地

に支柱を立て、その上に太陽光発電パネルを設置して、下部で農業を行いつつ売電収入も得るというものである。この場合、支柱の部分は農地として使えなくなることから農地法第5条の一時転用が必要となる。また、上部にパネルを設置することから、空中を使う権利として農地法第3条の区分地上権も必要となる。なお、設置者と営農者が異なる場合、農地法第3条の区分地上権と農地法第5条の一時転用は同時許可となる。栽培品目はブルーベリーの予定。議案第15号申請番号1及び2については、建築予定がないため開発許可は不要。農地区分については第二種農地となる。

- 議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 大石地区の萩原農業委員が報告した。4月23日(木)に大石地区担当委員5名で現地調査を行った。申請番号1及び2の現地は保安全管理されており、問題ないと考えられる。
- 議 長 申請人に入室及び自己紹介を促した。
申 請 人 入室、自己紹介
議 長 本件について意見を求めた。
内田農業委員 太陽光発電施設を設置することにより遮光率が30%以上となるが、ブルーベリーの発育は可能なのか。
- 事 務 局 申請人から、知見を有するものの意見書が提出されており、「発育に問題ない」との意見が付されている。
- 新木農業委員 ブルーベリーの苗木は何本植える予定なのか。
申 請 人 2年前にブルーベリーを何本か植えて定植したが、育成に課題があった。そのため、施肥の状況など様子を見ながら本数を考えて増やす予定である。
- 議 長 意見を求めるが他に無く、申請人に退出を促した。
申 請 人 退出
議 長 議案第13号及び議案第15号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣し

た。なお、議案第13号については、議案第15号が条件となるため、県許可と同時にすることを申し添える。

議案第14号 **農地法第4条の許可申請について**
議 長 事務局に説明を求めた。
事 務 局 議案書を朗読した。開発許可は建物を建てないため不要である。農地区分については第二種農地である。
議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 上尾地区の鈴木農業委員が報告した。4月24日(木)に原市地区担当委員2名を含めた計3名で現地調査を行ったところ、問題なかった。理由書を朗読した。
議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第14号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第16号 **相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について**
議 長 事務局に説明を求めた。
事 務 局 議案書を朗読した。事務局で現地調査を行っており、畑として利用されていることを確認している。
議 長 本件について意見を求めるが特になかったため、議案第16号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第17号 **令和2年度4月期農用地利用集積計画の承認について**
議 長 事務局に説明を求めた。

農 政 課 制度について説明し、議案書を朗読した。

議 長 本件について意見を求めるが特になかったため、議案第17号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第3号 専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

(3) 農地法第18条第6項の合意解約の通知について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時03分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和2年4月27日

議 長

署名委員

署名委員